

奨学のための給付金(国公立)のご案内

群馬県では、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯における授業料以外の教育費を支援するため、返済不要の「奨学のための給付金」を給付しています。学業の継続を断念し、夢をあきらめたりすることのないよう、該当となる世帯はどうぞ御利用ください。

対象者・給付額（一人あたり、年額）

基準日(7月1日)現在、国公立高等学校等に在籍する高校生等の、群馬県内に住所を有する保護者等が申請できます。 ※県外居住者は、お住いの都道府県教育委員会にお問い合わせください。

給付条件

- ①下表の各区分に該当すること。
- ②高校生等が就学支援金の支給を受ける資格を有する者又は学び直しへの支援事業対象者であること。

対象(区分)※1	全日制・定時制	通信制
ア)生活保護(生業扶助)受給世帯	32,300円	
イ)非課税世帯	第1子 122,100円	50,500円
ウ)家計急変による非課税相当世帯※2	第2子以降 143,700円※3,4	

<「道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税」は単に「非課税」と便宜上略して表記します。>

※1 ア)、イ)に該当する世帯については、ウ)での申請はできません。

※2 ウ)の給付額は、7月1日までに家計が急変した場合の額です。家計急変の発生月により額が異なります。

※3 2人以上高校生等がいる世帯は、1人目の高校生等は「第1子」、2人目以降の高校生等は「第2子以降」の給付額となります。

ただし、通信制の高校生等がいる場合、全日制・定時制の高校生等は「第2子以降」の給付額になります。

(例)兄が全日制、弟が通信制の高校に通っている場合、給付額は兄143,700円、弟50,500円

※4 奨学のための給付金の給付を受けられない15歳(中学生除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の全日制・定時制の高校生等は、「第2子以降」の給付額となります。

「家計急変による非課税相当世帯」とは？

家計急変による非課税相当世帯とは、保護者等の失職、経営悪化や離婚、死亡等により収入(所得)が減少し、保護者等全員の収入(所得)が非課税に相当すると認められる世帯をいいます(定年退職、産休・育休等の災害等に起因しない事由による収入(所得)の減少は対象となりません。)

保護者等それぞれの、急変後1年間の収入(所得)見込額が、下表のとおりである場合です。

保護者等+扶養親族等の人数	収入見込額	所得見込額
1人	1,000,000円以下	450,000円以下
2人(ひとり親でない場合)	1,704,000円未満	1,120,000円以下
2人(ひとり親1人+生徒)	2,044,000円未満	1,350,000円以下
3人	2,216,000円未満	1,470,000円以下
4人	2,716,000円未満	1,820,000円以下
5人	3,216,000円未満	2,170,000円以下

※給与収入のみの場合は収入見込額、それ以外(自営業や給与以外にも収入がある場合等)は、所得見込額で判断します。

※扶養親族等とは、扶養親族及び控除対象配偶者をいいます。

※給付決定までに、就職等により家計急変が解消された場合、対象とならないことがあります。

※上表に該当しない場合は、個別にお問い合わせください。

オンライン申請
について

令和6年度申請から、オンライン申請が可能になりました。

下記URL又は右の二次元コードからフォームに進んでください。

<https://forms.office.com/r/QEP8eUzzaQ>



別表 必要書類

No.	必要書類	給付区分							
		生活保護 受給世帯	非課税世帯			家計急変による 非課税相当世帯			
			高校生等が 全日制・定時制 通信制の高等学校 等に在籍している 弟・妹		高校生 等が 通信制	高校生等が 全日制・定時制 通信制の高等学校 等に在籍している 弟・妹		高校生 等が 通信制	
			いる	いない		いる	いない		
1	給付金受給申請書 (様式第1号)	○	○	○	○	○	○	○	
2	預貯金口座が確認できるもの	○	○	○	○	○	○	○	
3	委任状 (様式第4号の1・2)	学校徴収金の未納がある場合は様式第4号の1 申請者以外の口座に振込を希望する場合は様式第4号の2							
4	生活保護受給を証明するもの	○	—	—	—	—	—	—	
5	住民税所得割非課税を証明するもの 【保護者等全員分】	—	○	○	○	※住民税所得割が課税 である必要があります。			
6	高校生等本人の在学証明書	在籍している学校が群馬県外の学校の場合に必要。							
7	弟・妹の在学証明書	—	○	—	—	○	—	—	
8	急変の発生事由を証明するもの 【直接急変が発生した者の分】	—	—	—	—	○	○	○	
9	急変後の収入 (所得) 見込を証明する書類 【保護者等全員分】	—	—	—	—	○	○	○	

※ No. 1は、オンライン申請の場合はシステム入力画面に従いオンライン入力。

※ No. 2、3、6、7、8、9は、オンライン申請の場合はオンラインで添付提出。

※ No. 4、5は、オンライン申請の場合はマイナポータルから取得した自己情報を提出。

オンラインの申請期限：令和6年9月末日まで

ただし、令和6年7月2日以降の家計急変の申請は、令和7年1月末日まで受け付けます。

(オンライン申請できない方の申請書類提出期限は、在籍する学校の指定期限)

着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度購入が必要な場合は、加算額支給の対象となる可能性がございますので下記までご相談ください。

令和6(2024)年6月
群馬県教育委員会(事務局管理課)
電話：027-226-4543

オンライン申請できない場合の提出書類

※用紙のサイズは、全てA4としてください！

区分	提出書類
全世帯共通	<p>① 受給申請書 (様式第1号)</p> <p>② 振込希望口座の通帳のコピー (通帳がない場合はキャッシュカードのコピー、オンラインバンキングの画面コピーも可) ※通帳は表紙の裏ページ見開き部分(口座名義(カタカナ)及び口座番号が表示されているページ) ※クレジットカードを兼ねるキャッシュカードの場合、裏面のセキュリティコード(3桁)は隠して提出してください。</p> <p>③ 委任状 ※例外的に、学校徴収金の未納があり、学校口座へ振込をする場合(様式第4号の1)や、申請者本人以外の生徒等別名義の口座へ振込を希望する場合(様式第4号の2)に提出が必要。</p>
	<p>ア) 生活保護(生業扶助)受給世帯</p> <p>④ 生活保護受給証明書 ※福祉事務所作成。令和6年7月1日現在の生業扶助(高等学校等就学費)の受給状況が確認できるもの。 ※生徒本人が県外校の場合は、生徒本人の在学証明書を添付。</p>
イ) 非課税世帯 道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯	<p>⑤ 保護者等全員分の所得を証明する次のいずれかの書類</p> <p>a. 令和6年度特別徴収税額の決定・変更通知書のコピー (注：勤務先以外からの収入がある場合は不可)</p> <p>b. 令和6年度納税通知書のコピー</p> <p>c. 令和6年度所得・課税(非課税)証明書(注：所得証明書ではありません) ※1 ウ「家計急変による非課税相当世帯」の申請においては、Cを提出してください。 ※2 いずれも所得控除等の内訳が記載されているものとしてください(コンビニ発行では記載されていない可能性があります)。 ※3 世帯に保護者等以外に収入がある人がいても、その方の収入は考慮しません。 ※4 海外赴任等で群馬県内に住所を有しておらず、非課税世帯であることが確認できない場合は、給付の対象となりません。</p> <p>⑥ 在学証明書 以下、ア)又はイ)の場合に提出が必要。 ア) 生徒が全日制・定時制で、通信制に通う弟・妹がいる場合 ・ 通信制に通う弟・妹の分 イ) 生徒本人が県外校の場合 ・ 生徒本人の分</p>
	<p>⑤⑥はイ)に同じ。</p> <p>⑦ 家計急変の発生事由や時期を確認できる書類(急変が生じた保護者等一方の分) 失職・離職・退職、倒産・廃業、生業不振・経営悪化、転職・就業条件の変化、傷病・長期療養、離婚・死亡、災害などを証明できるもの。 (例) 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、退職及び退職金支給証明書、退職所得に対する住民税の特別徴収に係る証明書類、破産宣告通知書、廃業等届出、休業損害証明書、診断書、入院診療計画書、戸籍謄本・戸籍抄本、罹災証明書・被災証明書、保険金等支払通知書 等</p> <p>⑧ 家計急変後の収入(所得)見込に関する書類(保護者等全員分) 家計急変事由が発生月から向こう12ヶ月間の収入(所得)見込を証明するもの。 (例) 会社作成の給与等支払(見込)証明書(会社による証明が不可能の場合、家計急変後の給与明細3か月分以上も可)、税理士又は公認会計士作成の証明書類、売上高等営業状況を示す帳簿 ※急変に該当するか判断する収入(所得)の見込額は保護者等それぞれで判定するため、直接急変事由が発生していない保護者等の見込書類も必要です。 ※失職、離職等により収入がない場合、申立書の提出が必要です。</p>
ウ) 家計急変による非課税相当世帯	<p>⑤⑥はイ)に同じ。</p> <p>⑦ 家計急変の発生事由や時期を確認できる書類(急変が生じた保護者等一方の分) 失職・離職・退職、倒産・廃業、生業不振・経営悪化、転職・就業条件の変化、傷病・長期療養、離婚・死亡、災害などを証明できるもの。 (例) 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、退職及び退職金支給証明書、退職所得に対する住民税の特別徴収に係る証明書類、破産宣告通知書、廃業等届出、休業損害証明書、診断書、入院診療計画書、戸籍謄本・戸籍抄本、罹災証明書・被災証明書、保険金等支払通知書 等</p> <p>⑧ 家計急変後の収入(所得)見込に関する書類(保護者等全員分) 家計急変事由が発生月から向こう12ヶ月間の収入(所得)見込を証明するもの。 (例) 会社作成の給与等支払(見込)証明書(会社による証明が不可能の場合、家計急変後の給与明細3か月分以上も可)、税理士又は公認会計士作成の証明書類、売上高等営業状況を示す帳簿 ※急変に該当するか判断する収入(所得)の見込額は保護者等それぞれで判定するため、直接急変事由が発生していない保護者等の見込書類も必要です。 ※失職、離職等により収入がない場合、申立書の提出が必要です。</p>

※令和6年7月2日以降に家計が急変した場合においては、「令和6年7月1日現在」を「家計が急変した月の翌月(家計が急変した日が1日である場合は家計が急変した月)の1日現在」と読み替えます。

※上記以外にも、必要に応じて書類の提出を求めることがあります。

提出先

在籍する学校

提出期限

在籍校の指定日 [9月 5日]

※7月2日以降に家計が急変した場合の申請最終受付期限:今年度1月10日

(家計急変事由発生からできるだけ1ヶ月以内を目安にしてください。)

- 御不明な点は、管理課又は在籍する高校の事務室にお問い合わせください。
- 審査が完了次第、在籍する高校を通して給付(不給付)決定通知書を送付します。
- 給付決定となった方には、申請時に指定された預金口座へ給付金を振り込みます。(振込予定日は、給付決定通知書にてお知らせします。)

令和6(2024)年6月
群馬県教育委員会 (事務局管理課)
電話: 027-226-4543